

職場暴力及びパワハラ撲滅共同宣言

——職場暴力やパワハラのない健全な職場環境をつくることを労使共同で宣言します——

2019年4月26日

株式会社クリエイティブネクサス

代表取締役社長 友房克文

総合サポートユニオン

共同代表 青木耕太郎

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、株式会社クリエイティブネクサス(以下、会社)と総合サポートユニオン(以下、労働組合)は、職場暴力やパワハラのない健全な職場環境を実現するために、下記の通り「職場暴力及びパワハラ撲滅共同宣言」を行います。

敬具

記

これまで会社内において、過度な叱責行為、ひいては暴力行為も含むパワーハラスメントが発生し、特に複数のアシスタントディレクターが被害に遭っていました。そうした状況を変えるために、元社員2名が労働組合に加入しました。

この元社員2名により、部下であるADを殴る、蹴るなどの暴行を加え、「バカ」、「カス」、「クソ」、「死ね」といった暴言を行う上司の存在が明らかになりました。

会社と労働組合の間の団体交渉を通じて、会社は職場暴力やパワハラの実態を調査を行い、事実関係及び加害者やその管理職の責任について確認しました(特に、暴力行為を行った上司については懲戒解雇処分としました)。また、パワハラの原因にあった長時間労働や残業代不払いの問題についても労使で協議し、法律を遵守し改善を図ることを確認しました。

会社と労働組合は、今後、職場暴力やパワハラのない健全な職場環境をつくることを宣言します。具体的には、従業員に対しての研修、ポスター掲示、相談窓口の設置などを行う予定です。なお、従業員に対して周知する内容は、次の通りです。

従業員は、いかなる場合においても、以下に掲げる事項に該当するような職場暴力及びパワーハラスメント行為を行ってはならない。

- ① 暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
- ② 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと
- ③ 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- ④ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害等を行うこと
- ⑤ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥ 私的なことに過度に立ち入ること
- ⑦ その他前条に該当する行動を行うこと

敬具